令和8年

秋の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です

第14回東京都交通安全ポスターコンクール（令和8年度実施）
知事賞　小学校4年　髙波　景（たかなみ　けい）さんの作品

東京都／首都交通対策協議会

生活道路における自動車の法定速度が60km/h⇒30km/hへ引き下げられます！

令和８年９月１日
（2026年）
改正道路交通法施行令施行

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、**中央線や中央分離帯などがない**比較的狭い道路のことです。

詳しくは**警察庁**HPをチェック！

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は引き続き**60㎞／h**です ▼

1 道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路

2 道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路

3 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの

4 自動車専用道路

道路標識又は道路標示により**最高速度が指定されている道路**では、**その速度が最高速度**となります！

賠償保険に加入しましょう

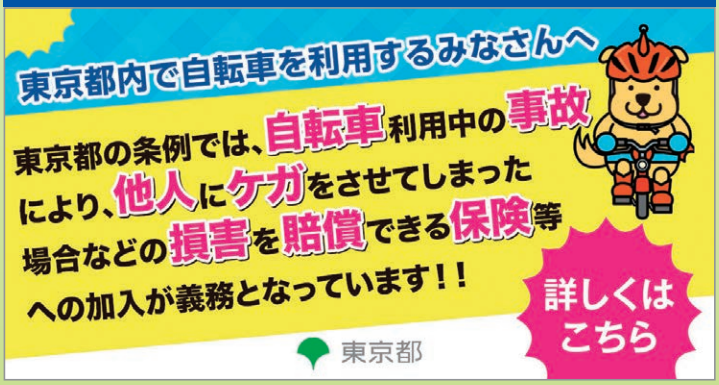

賠償金額約9,521万円と自転車事故に係る高額賠償事例も発生！

◀ HPもチェック

ヘルメットを被りましょう

OWV（オウブ）出演の動画配信中！

詳しくはこちら▶

自転車安全利用5則

❶車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
❷交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
❸夜間はライトを点灯
❹飲酒運転は禁止
❺ヘルメットを着用

特定原付（電動キックボード等）の交通ルールを守ろう！
～ルールを守って安全・快適に～

車道や自転車道を走ろう

車道と歩道または路側帯の区別があるところでは**車道（もしくは自転車道）**を走行します。

信号や標識・標示を必ず確認し交通ルールを守りましょう。

歩道通行は例外

「特定原付」のうち、「特例特定原付」のみ**自転車が通行可能な歩道**に限り走行できます。
歩道は**歩行者優先**です。

注意 標識等で特例特定原付の通行が禁止される場合は除く

特定原付の交通ルールをHPでチェック！

都民安全　特定原付　検索

- ☑ 16歳未満は運転禁止
- ☑ 自賠責保険（共済）に加入する
- ☑ ナンバープレートをつける
- ☑ ヘルメットを着用しよう（努力義務）
- ☑ 飲酒運転しない
- ☑ 曲がる時はウィンカー
- ☑ 運転中は携帯電話等を使用しない
- ☑ 車道か自転車道が原則
- ☑ 信号や標識を守る
- ☑ 二人乗りしない
- ☑ 道端などに放置しない

令和８年４月１日開始

交通反則通告制度

自転車の違反に青切符

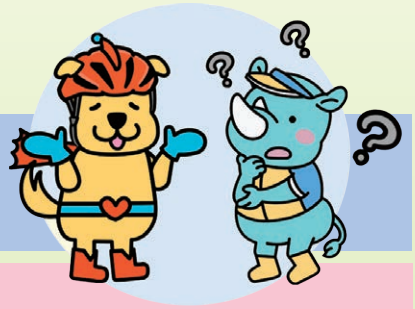

青切符制度とは？？

自転車運転者が一定の違反行為をした場合に、「青切符」による反則告知を行い、反則金の納付を通告するものです。一定期間内に反則金を納付すると、刑事手続に移行せず事件が終結されます。

16歳以上のすべての人が対象です。

交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに、違反行為を継続した場合といった、**悪質・危険な行為が取締りの対象**となります。

酒気帯び運転・**酒酔い**運転、**妨害運転（あおり運転）**、**携帯電話使用等（交通の危険）**など、特に悪質性・危険性が高い重大な違反行為は、**青切符制度の対象外！**

従来どおり**赤切符**による刑事手続となります。

手続の流れ

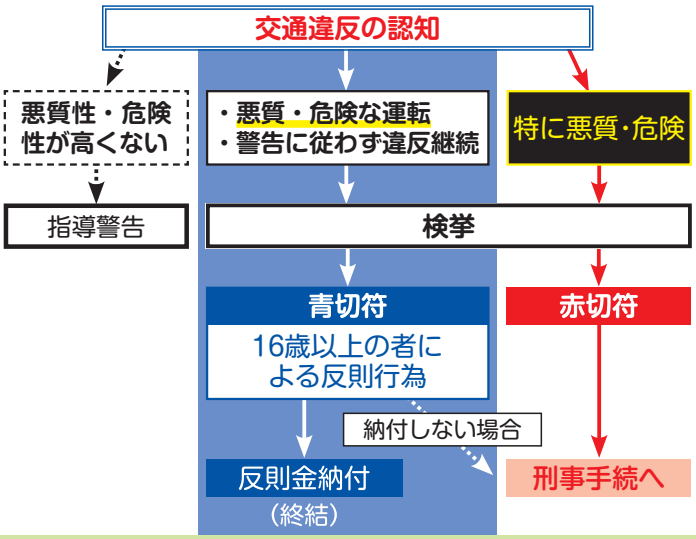

さらに詳しく！

「TOKYO自転車ルールブック」

point 検挙後の手続は変わりますが、**自転車の交通ルールや指導取締りの考え方は変わりません。**

反則行為の例

携帯電話使用等（保持）	遮断踏切立入り	自転車制動装置不良	信号無視	一時不停止	車道の右側通行
12,000円	**7,000円**	**5,000円**	**6,000円**	**5,000円**	**6,000円**

さらに詳しく！

ルールを確認！

自転車を利用する皆さんへ

自転車安全利用五則や、その他のルールなどについて詳しく掲載しています。再確認してみましょう。

スマホで楽しく学習！

東京都自転車安全学習アプリ**「輪トレ」**

自転車走行のバーチャル体験で危険予測トレーニングができます。

自動車等が自転車等の右側を通過する場合の通行方法

令和８年４月１日施行の改正道路交通法により、自動車等が自転車等の側方を通過する際の義務が制定されました。

この義務は、自動車等が自転車等の右側を通過する場合（追い越しを除く）において、両者の間に「**十分な間隔**」がないときは、「**間隔に応じた安全な速度**」で進行しなければならないとされています。

【上記の自動車等の通行方法の目安】

◆自動車等が自転車等の右側を通過するときは、できる限り間隔を空けましょう。
少なくとも**１メートル**程度間隔を空けることが安全です。

◆自転車等と１メートル程度の間隔を確保できない場合には、
時速20キロメートルから30キロメートル程度で運転しましょう！

※上記はあくまで目安です。自動車等が自転車等の右側を通過する際の「十分な間隔」や「間隔に応じた安全な速度」については、自動車等と自転車等との具体的な走行状況、道路状況や交通状況等により異なります。

～ドライバーの皆さまへ～

車は、自転車の右側を通過する際、**十分な間隔を確保**し、状況に応じて減速・一時停止をお願いします。自転車も、**左側通行**や**ライトの点灯**、**後方確認**など基本ルールを守り、周りから見えやすくする工夫をしましょう。

令和8年秋の全国交通安全運動における東京都の重点は次に掲げる4項目です

重点① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

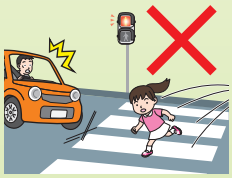

【保護者の方へ】

都内では、飛び出しや横断違反などを原因とした子供の重大事故が発生しています。保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に正しい交通ルールとマナーを繰り返し教えていただくようお願いします。また、小さなお子様と一緒にお出掛けになる時は、目と手を離さないようにしてください。

【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多く発生しています。

慣れた道でも交通ルールを守り、十分な安全確認を行うなど、他の見本となるような安全行動をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、必ず安全確認をしてから渡るなど、安全な行動を実践してください。また、お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。飲酒した時は、家に帰るまで気を引き締めてください。

【反射材を活用しましょう】

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身に着けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

【ライトは早めに点灯しましょう】

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。

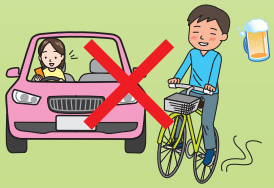

【飲酒運転は絶対にやめましょう】

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。車もバイクも自転車も電動キックボードもお酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒運転をするおそれのある人に対して車両や酒類を提供する行為、飲酒運転をする人の車両に同乗する行為も罰せられます。

【ながら運転はやめましょう】

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。運転中のスマホ等の使用は、絶対にやめましょう。

重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【自転車を利用する方へ】

道路交通法の改正により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」をはじめ、交通ルールを守りましょう。自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実に行い、交通事故防止に努めましょう。

自転車を運転して、一定の違反行為（16類型）を3年以内に2回以上反復すると「自転車講習」を受けなければなりません。

【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止標識を守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為（17類型）を3年以内に2回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。

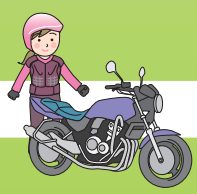

【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

重点④ 二輪車の交通事故防止

都内では、二輪車（原付を含む）の単独事故や右折時での直進車との衝突事故が多く発生しています。二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。二輪車のすり抜け運転や無理な追い越しも重大事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部を守るプロテクターを着用しましょう。

令和８年８月発行　登録番号（８）５
令和８年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行　東京都都民安全総合対策本部
総合推進部　総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話０３－５３８８－３１２４

VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。